

## 資料 1

# 産業支援事業評価委員会運営要領

財団法人みやぎ産業振興機構

(趣旨)

第1条 この要領は、財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）委員会規程第2条に基づき設置した「産業支援事業評価委員会」（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(評価の目的)

第2条 機構が行う事業は、県民生活及び県内産業の向上に貢献するという公益性、公共性を有しており、県民の視点に立って成果を重視した運営を推進する必要がある。このため、実施事業について、県民生活及び県内産業に対する効果を把握することにより、目的や目標に照らして、必要性、有効性又は効率性の観点等から、客観的な評価を行う。

2 評価結果は、その後の事業運営に適切に反映し、事業の適正な執行や質の向上を図るものとする。

(評価の基本的な考え方)

第3条 理事長は、毎年度前年度に実施した事業を自ら評価（以下「自己評価」という。）し、委員会に諮問する。

2 委員会は、自己評価について調査審議し、評価する。

3 理事長は、委員会の評価結果を理事会及び評議員会に報告し、事業の創設・存廃及び事業内容の見直しを行うなど、事業運営に反映させなければならない。

(評価の対象事業)

第4条 自己評価の対象は、機構の実施事業すべてとする。

(自己評価の方法)

第5条 自己評価は、事業の達成度、適切性及び必要性を判定するとともに、数値指標を設定し、その達成度により行う。ただし、平成20年度事業の自己評価は、事業の達成度、適切性及び必要性により行う。

2 達成度は、事業の目的・目標及び数値指標の達成度により、次の5段階で評価する。

記号	評 価 の 基 準
S	目標を超えているもの
A	目標を達成しているもの（目標値の90%以上）
B	目標を達成していないが、目標の目指す方向に推移しているもの
C	目標を達成しておらず、目標の目指す方向と逆に推移していると思われるもの

…	現状値が把握できない等のため判定不能であるもの
---	-------------------------

3 適切性は、下表の基準による。

評価項目	評価の基準
機構関与の適切性	1 当該事業が機構の設置目的に該当し、支援効果が見込まれ、かつ、機構運営に多大なリスクを負うものでないか。 2 県や他の支援団体等との役割分担が図られているか。 3 評価は、「適切」「概ね適切」「課題有」とする。
事業設定の妥当性	1 事業目的が社会経済情勢を踏まえた事業か。 2 事業間で重複や矛盾点はなかったか。 3 評価は、「妥当」「概ね妥当」「課題有」とする。
事業の有効性	1 事業実績から見て、当該事業の成果はあったか。事業目的の実現に貢献したか。 2 評価は、「有効」「概ね有効」「課題有」とする。
事業の効率性	1 事業は、事業費の推移等から効率的に執行されたか。 2 評価は、「効率的に執行」「概ね効率的に執行」「課題有」とする。

4 必要性は、第2項の達成度及び第3項の適切性の評価を踏まえて、下表の基準により、事業の方向性として評価する。

評価項目	評価の基準
事業の方向性	1 当該事業は、次年度事業として、どのように捉えるか。 2 評価は、「拡充」「維持」「改善」「縮小」「廃止」とし、その基準は、次のとおりとする。 「拡充」…組織や事業規模を広げるなど、内容を充実させる。 「維持」…現状の状態を継続していく。 「改善」…問題点や課題があり、改める必要がある。 「縮小」…事業は継続するが、規模を小さくする方向にある。 「廃止」…時限の定められた事業や、事業の目的等から継続する意義がない。

(委員会の評価)

第6条 委員会では、委員ごとに、自己評価の「事業の達成度」及び「事業の適切性」を踏まえ、自己評価の「事業の方向性」について判定を行うものとし、評価は、「拡充」「維持」「改善」「縮小」「廃止」とする。

2 委員会としての評価は、委員ごとの評価を基に、合議により行う。

(評価結果の公表)

第7条 理事長の評価結果は、公益法人として事業活動について県民に対する説明責任を果たし、事業運営の透明性及び客観性を高めるため、事業評価に関する情報を公表する。この場合の公表方法は、県への報告及びインターネット等によって行う。

(その他)

第8条 本要領に定めのない事項が生じたとき、別途理事長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 10 日から施行する。